

特別養護老人ホームおおやまだ鶴寿園

短期入所生活介護重要事項説明書

# 重要事項説明書

## 1 事業者の概要

名称	社会福祉法人グリーンセンター福祉会
代表者	理事長 山本 宗大
設立年月	昭和53年8月
所在地	三重県伊賀市ゆめが丘2丁目1-3
電話番号	0595-48-6840
FAX番号	0595-48-6841
ホームページアドレス	<a href="http://www.green-center.or.jp/">http://www.green-center.or.jp/</a>
業務の概要 (定員)	グリーントピア名張〔三重県名張市東田原2745番地〕 ケアハウス(30)・特別養護老人ホーム(30)・短期入所生活介護(20)・グループホーム(9)・通所介護(25)・居宅介護支援事業
	ゆめが丘鶴寿園〔三重県伊賀市ゆめが丘2-1-3〕 特別養護老人ホーム(80)・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(20)・通所介護、介護予防通所介護(25)・居宅介護支援事業所・施設内保育所
	おおやまだ鶴寿園〔三重県伊賀市真泥2066番地〕 特別養護老人ホーム(80)・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(空床)・通所介護、介護予防通所介護(25)・居宅介護支援事業

## 2 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホームおおやまだ鶴寿園 短期入所生活介護事業所	
所在地	三重県伊賀市真泥2066番地	
提供可能サービス及び介護保険事業所番号	短期入所生活介護	三重県指定 2473200083号
管理者及び連絡先	管理者氏名	連絡先
	若林 大悟	0595-46-1021
定員	空床型	
通常の実施送迎地域	伊賀市	

## 3 事業の運営方針

事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。</li> <li>・地域、その他関係機関との綿密な連携に努めます。</li> <li>・食事について、ご利用者の健康等を十分検討し、食品衛生について、十分配慮します。</li> </ul>
----------	---

#### 4 事業所の職員体制等

職 種	員 数	職務の内容
管理者（兼務）	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
嘱託医	1名	
生活相談員	1名	ご利用者の生活上の相談に応じ、その支援を行います。
看護職員	4名	ご利用者の健康管理、医療対応、日常生活上の介護、介助を行います。
介護職員	25名	ご利用者の日常生活上の介護、介助を行います。
機能訓練指導員 （看護職員と兼務）	1名	ご利用者の心身等に応じて、日常生活を送るために必要な機能の維持、またその減退を防止するための日常生活に通じた訓練を実施します。
管理栄養士	1名	給食管理、ご利用者の栄養指導を行います。

\* 介護老人福祉施設と兼務

#### 5 営業日及び営業時間

サービス種類	営業日	時 間
短期入所生活介護	年中無休	

#### 6 サービスの内容

短期入所生活介護計画に沿って、以下の必要なサービスを提供します。

##### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 11:45 夕食 17:45～
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>週2回の入浴または、清拭を行います。</li> <li>ご利用者の身体状況、体調に応じて、一般浴槽、機械浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ul>
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>生活のリズムを考え、毎朝・夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用者の状況を考慮し、機能訓練を兼ねた日常生活動作を行っていただき、心身機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>

健康管理	・看護職員が健康管理を行います。
相談及び援助	・ご利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送迎	・ご利用者の居宅、施設間の送迎を行います。ただし、ご利用者の居住地が事業所の送迎業務可能な地域とします。 (送迎時間) ・利用日の送迎可能時間内にて相談に応じます。

#### 〈サービス利用料〉

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	サービス 提供体 制強化 加算	看護体 制加算	送迎加算 片道
サービス利用に係る自己 負担 1割又は2割 又は3割	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位	6単位	4単位	184単 位

1ヶ月の合計単位数に介護職員等処遇改善加算Ⅱ（合計単位数×0.136）を加算し、地域区分（7級地1単位＝10.17円）にて算出したものの1割又は2割又は3割の額（介護保険負担割合証に示される割合）が実際の利用料金となります。上記のサービス利用料金は「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったんご利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

#### （2）介護保険の介護給付対象とならないサービス

○介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

#### ○その他の費用

食費	1,640円/日（朝食360円、昼食640円、夕食640円）
滞在費	940円/日
理髪費	1回2,000円（カットのみ1,700円、顔剃りのみ1,200円）
材料費	ご利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の喫茶会行事等にかかる費用は、実費をいただく場合があります。

\*食費について負担限度額認定対象者は1日の上限が300円、600円、1,000円、1,300円となる減額措置があります。

\*滞在費について、同様に1日430円、0円となる減額措置があります。

（いずれも「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方が対象となります。）

#### （3）支払い方法

お支払い方法は、口座振替とさせていただきます。請求書を毎月10日に発行し、ご指定の口座より毎月20日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に引落しさせていただきます。

## 7 キャンセル

(1) ご利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。

(連絡先) 特別養護老人ホームおおやまだ鶴寿園

(電話) 0595-46-1021

(2) ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。夜間・早朝も常時職員がおりますので、中止するときにはできるだけ早くご連絡ください。

当日の利用キャンセルは、午前9時30分までにお申し出頂けない場合、キャンセル料(食費)を申し受けますのでご了承ください。(ただし、ご利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。)

## 8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

特別養護老人ホームおおやまだ鶴寿園	(電話) 0595-46-1021 (対応時間) 平日9:00~17:30 (窓口担当者) 若林 大悟
-------------------	---

○次の公的機関においても苦情申出等ができます。

伊賀市役所介護保険課	(電話) 0595-26-3939 (対応時間) 平日9:00~17:00
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	(電話) 059-222-4165 (対応時間) 平日9:00~17:00

○苦情に関しては、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じます。また、第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。

## 9 緊急時等における対応

○ご利用者の容体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医、又は協力機関へ連絡を行い必要な措置を講じるとともに、担当のケアマネージャーに連絡し、速やかに対応します。

## 10 事故発生時の対応

○サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者の家族、市町村・県、担当のケアマネージャー等に連絡し、必要な措置を講じます。

○サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

○事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

### 1 1 秘密保持

- 職員は正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又は、ご家族の秘密を第三者には漏らしません。また、退職し、職員でなくなった後においても、秘密を保持します。
- 医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- サービス担当者会議等で情報を使用する場合は、あらかじめ別紙にて同意を得ることとしします。

### 1 2 身体拘束

- ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとしします。

### 1 3 サービスの利用に関する留意事項

サービス提供困難時について	空床利用につき、利用申込みに応じきれない場合や、通常の事業の実施地域外である場合、又ご利用者に対し、自ら適正なサービスを提供する事が困難な場合には、サービス提供をお断りする場合があります。
居室・設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は基本的に禁止します。
迷惑行為	騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないで下さい。
非常災害対策	非常災害対策に可能な限り協力していただきます。
体調不良等によるサービスの中止・変更	体調不良時（発熱や血圧変動、風邪症状等）により、サービス提供困難と事業所側が判断した場合は、ご家族、担当のケアマネージャーに連絡し、利用の中止をしていただく場合がありますのでご了承下さい。
連絡事項	定期的に主治医を受診し、医師からの注意事項や体調の変化、服薬の変更がある場合は、必ずご連絡下さい。
その他	現金及び貴重品はご持参しないで下さい。やむを得ない場合は担当者に申し出て下さい。 衛生管理上、食べ物の持ち込みはご遠慮下さい。 空床利用型の性質上、居室の指定等のご希望に添えません。利用延長や急な予定変更に対応できない場合があります。

【説明確認書】

令和 年 月 日

短期入所生活介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 三重県伊賀市真泥2066番地

事業者名 特別養護老人ホームおおやまだ鶴寿園

説明者 印

短期入所生活介護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

ご利用者 住所

氏名 印

代理人又は立会人

住所

氏名 続柄( ) 印

代理人又は立会人

住所

氏名 続柄( ) 印